

浜松市佐久間歴史と民話の郷会館の利用に係る審査及び処分に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、浜松市佐久間歴史と民話の郷会館条例（平成17年浜松市条例第257号。以下「条例」という。）及び浜松市佐久間歴史と民話の郷会館条例施行規則（平成18年浜松市規則第114号。以下「規則」という。）に基づく浜松市佐久間歴史と民話の郷会館（以下「会館」という。）の申請に対する処分及び不利益処分を行うにあたり審査及び処分に関する基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、条例及び規則に定めるところによる。

(開館時間の変更に係る審査基準)

第3条 条例第3条に規定する「市長が特に必要があると認めるとき」とは、申請者が施設を利用するにあたり、準備等の必要があると認められ、管理上支障がない場合をいう。

(休館日等の変更に係る審査基準)

第4条 条例第4条に規定する「市長が特に必要があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 公共機関が利用する場合
- (2) 当該会館の地域全体に係る催しとして、会館を利用することが適当である場合
- (3) 生涯学習の推進に資する広く一般市民を対象とした事業で、浜松市が共催する場合

(利用の許可に係る審査基準)

第5条 条例第6条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを行わなければならない。

- (1) 利用の申請が他の利用と競合する場合
- (2) 利用予定人員が施設の収容人数を超える場合又は施設の機能により申請者の利用目的を達成することができないと認める場合
- (3) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合
- (4) 条例第7条の規定に基づき利用を制限する場合

2 条例7条第1号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき」とは、会館における集会の自由を保障することの重要性よりも、会館で集会が開かれることに

より、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいい、その危険性の程度としては、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。

3 条例第7条第2号に規定する「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」とは、直接的利益にとどまらずに当該組織に間接的な利益を与えることをいう。

4 条例第7条第4号に規定する「管理上支障があると認めるとき」とは、主催者が集会を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者側の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがある、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合をいう。

(使用料の後納に係る審査基準)

第6条 条例第8条第2項ただし書に規定する「その他市長が特別の理由があると認める場合」とは、公共団体が使用料を納付する場合をいう。

(使用料の減免に係る審査基準)

第7条 条例第9条に規定する「その他特別の理由があると認める場合」とは、生涯学習課及び施設所管課が生涯学習推進のための事業を行う場合をいい、全額免除とする。

(使用料の還付にかかる審査基準)

第8条 規則第8条第1項第2号に規定する「市長が利用者の責めに帰することができないと認める理由により利用することができなくなった場合」とは、公共施設としての業務執行上、施設の利用が困難になった場合をいう。

(特別設備の許可にかかる審査基準)

第9条 条例第13条に基づく特別設備の許可は、次の各号のいずれかに該当するときは許可しない。

- (1) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消しに係る処分基準)

第10条 条例第12条第1号に規定する「この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 条例第8条第2項の規定に違反して使用料を納付しないとき。

- (2) 条例第 1 1 条の規定に違反して利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
 - (3) 規則第 1 0 条各号に規定する遵守事項に違反したとき。
 - (4) 規則第 1 1 条の規定による職員の入室を拒んだとき。
- 2 条例第 1 2 条第 2 号に規定する「管理上支障があるとき」とは、第 5 条第 4 項に規定する場合をいう。

(標準処理期間)

第 1 1 条 次に掲げる申請等があった場合は、申請日から 7 日以内に処理を行う。

- (1) 規則第 2 条第 1 項の規定による会館の利用許可の申請
- (2) 規則第 4 条の規定による会館の利用許可の取消又は変更の申し出
- (3) 条例第 8 条第 2 項ただし書きの規定による使用料の後納の申請
- (4) 規則第 7 条第 3 項の規定による会館使用料の減免の申請
- (5) 規則第 8 条第 2 項の規定による使用料の還付の申請
- (6) 規則第 9 条の規定による特別設備の許可の申請

附 則

- 1 この基準は、平成 2 4 年 3 月 1 日から施行する。